

愛知医科大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 判定

2020（令和2）年度大学評価の結果、愛知医科大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2021（令和3）年4月1日から2028（令和10）年3月31日までとする。

II 総評

愛知医科大学の理念は、建学の精神でもある「新時代の医学知識、技術を身につけた教養豊かな臨床医、特に時代の要請に応じて地域社会に奉仕できる医師を養成し、あわせて医療をよりよく発展向上させるための医学指導者を養成すること」であり、これを具現化することを目的としている。また、建学の精神は「具眼考究」という学是にも集約されている。建学の精神及び大学の目的を達成するために中期計画を策定し、教育研究活動の充実に向けて取り組んでいるといえる。

内部質保証については、方針が十分に策定されていないことに加え、内部質保証を推進する組織である「大学運営審議会」と「自己点検・評価委員会」の役割分担が明確でないこと、各学部・研究科の運営・支援が十分でないことなど、体制の整備やシステムの機能に課題が見られる。各学部・研究科及び大学附属施設では改善サイクルが回っているため、大学全体の改善サイクルを構築し、適切に連関させることで、教育の更なる充実につなげることを期待したい。

教育については、いずれの学部・研究科も学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）や教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて適切に教育課程を編成している。医学部及び看護学部においては、学生が体系的・順次的に科目を履修できるよう科目ナンバリング制を導入している。また、医学教育の改善を図り、医学教育活動を円滑に推進するために「医学教育センター」を設置し、カリキュラム改善時には学生の意見を積極的に採り入れるなど、優れた取組みが見られる。

社会連携・社会貢献に関しては、地域住民を対象としたコホート研究や健康増進活動を展開し、災害医療コーディネーター研修を行うなど、地元の自治体や高等学校等と強固で重層的な関係を構築しており、高く評価できる。

一方、学生の受け入れについて、医学部で在籍学生数が定員を超過していることや看護学研究科で教員の資質向上に向けたファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動が十分でないなどの課題もみられる。

今後は、内部質保証の取組みを通じてこれらの問題点を解決するとともに、特徴ある取組みを更に発展させることで、更なる飛躍に期待したい。

Ⅲ 概評及び提言

1 理念・目的

<概評>

- ① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

建学の精神を「新時代の医学知識、技術を身につけた教養豊かな臨床医、特に時代の要請に応じて地域社会に奉仕できる医師を養成し、あわせて医療をよりよく発展向上させるための医学指導者を養成することを目的とする」と定めている。これに基づき、学士課程の目的を「教育基本法及び学校教育法に基づき、道徳的能力と社会的有用性を基盤とし、新しい医学・看護学の知識及び技術をもつて社会に奉仕する医師及び看護職者を育成するとともに、深く学術を研究し、医学・看護学の発展向上に貢献すること」と定め、大学院課程の目的を「医学及び看護学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与すること」と定めている。また、各学部・研究科においては、建学の精神、大学の目的に基づき、それぞれの人材育成に関する教育研究上の目的を定めている。例えば、医学部では「プロフェッショナリズムを備え、地域社会の様々な人々と良好な関係を築きながら、質の高い医療が提供でき、また、幅広い医学知識、高い診療技能及び科学的探究心を持った医師を育成する」と定め、看護学研究科では「卓越した看護実践能力及び研究・教育・管理能力を持つ高度実践職業人を養成する」と定めている。以上により、建学の精神に基づいて大学の目的を適切に設定するとともに、各学部・研究科の教育研究上の目的についても、学問分野の特性に言及しつつ、高等教育機関にふさわしいものを適切に設定しているといえる。

- ② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

大学の目的及び各学部・研究科の教育研究上の目的は、「愛知医科大学学則（以下「学則」という。）」及び「愛知医科大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）」に明確に定めている。また、2017（平成 29）年に、理念をより明確に示すために「具眼考究」を学是とすることを決め、ホームページで広く社会全体に対して公表している。全教職員及び学生には学生便覧等への明記やカードの配付などを通じてその周知に努めており、適切に対応している。

- ③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学とし

て将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

大学の理念・目的の実現に向けて、「中期計画（令和元年4月1日—令和6年3月31日）」を定めている。2016（平成28）年度に学長及び副学長を中心に大学の重要事項及び将来構想等を審議する組織である「大学運営審議会」を設置し、将来を見据えた中・長期計画の重要事項となる「大学の重点項目」を策定している。また、2019（令和元）年度には、「自己点検・評価委員会」及び「大学運営審議会」での審議を経て、2018（平成30）年度に策定した重点項目を2022（令和4）年に迎える創立50周年（NEXT50）に向けて継続することとし、計画の実行に適切に取り組んでいる。

以上のことから、大学の理念・目的を達成するための措置は確実に遂行されている。

2 内部質保証

<概評>

① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

「大学の目的や使命を達成するため、教育研究医療活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする」と学則に定め、教学の最高審議機関である「大学運営審議会」と「自己点検・評価委員会」とが連携して内部質保証を行うこととしており、これを方針としている。また、各学部・研究科、附属施設での年度ごとの到達目標と達成状況を「大学運営審議会」で点検・評価するとともに、各学部・研究科と大学全体でPDCAサイクルを連携させ、各学部・研究科からの報告・提案に基づき、要請や支援を行うことにより、教育研究水準の内部質保証を推進する手続を示している。しかし、自己点検・評価から更に進んだ「内部質保証」の方針は、明示されていないため、方針や手続を適切に策定し、明示するよう改善が求められる。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

内部質保証を推進する全学的な組織として、「大学運営審議会」と「自己点検・評価委員会」を設置している。「大学運営審議会」は、大学のガバナンス改革の趣旨に則り、学長が最終決定権を行使するために、補佐を行う副学長の意見を聞く場と位置付けており、学長を議長として副学長と事務局長で構成している。また、学生教育や指導、予算執行に関わるPDCAを加速させるため、「大学運営審議会」のメンバーに医学部教務部長、医学部学生部長、看護学部教務学生部長、法人本部長を加えた「自己点検・評価委員会」を設置し、学長又は副学長を内部質保証責任者としている。

しかし、「自己点検・評価委員会」は外部機関による評価への対応を担っており、

実質的な内部質保証には関与していない。従って「自己点検・評価委員会」の委員としての内部質保証責任者も、内部質保証における役割や権限が明らかでないため、全学的な体制を整備するよう改善が求められる。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

3つのポリシーは、「新時代の医学知識、技術を身につけた教養豊かな臨床医、特に時代の要請に応じて地域社会に奉仕できる医師を養成し、あわせて医療をよりよく発展向上させるための医学指導者を養成する」という建学の精神に基づき、「社会から評価され、選ばれる医科大学」という大学の基本方針に則り、学部は「専門委員会」、教授会、「大学運営審議会」、研究科は「専門委員会」、研究科委員会の検討・審議を経て、策定している。

各学部・研究科では、それぞれの委員会の活動をPDCAサイクルとして恒常的に点検し、月1回の頻度で開催される「大学運営審議会」からは、報告・審議に基づく要請や支援が、教学責任者を通じて各学部・研究科になされるとしているものの、実際に関与した事例は少なく、改善・向上に向けた取組みの運営・支援を適切に実施しているとはいいがたいため、改善が求められる。また、学部・附属施設は、年度始めに到達目標と方策、年度末に到達状況を「大学運営審議会」に提出する。

「大学運営審議会」は、これらを定期的に点検・評価し、その結果を学部・附属施設にフィードバックしている。

内部質保証体制のもと、検討を行った結果、医学部では、教育の充実及び学習成果の向上のため、点検・評価の指標として学位授与方針に基づいた「卒業時に修得しておくべき臨床能力」を作成するとともに、2・4年次及び卒業時の「コンピテンシーマイルストーン」を策定している。また、看護学部では、3つのポリシーに基づいた点検・評価のためにアセスメント・ポリシーを策定している。

なお、本協会の大学評価や医学教育分野別評価等を受審した結果、受けた指摘事項に対しては、適切に対応している。

以上のように、各学部・研究科間でカリキュラム構成やアセスメント方法に不統一はあるものの、教学内容の特徴に即して全学的な教学マネジメントが行われている。

④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

教育研究活動や点検・評価、財務等の活動の状況は、情報公開に関する規程に従って、ホームページに公開するとともに、『大学要覧』にも掲載し、大学関係者に配付している。また、これらの情報の信頼性は、それぞれ担当事務組織、学長、理事会等で確認し、担保している。

- ⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

内部質保証システムの適切性について点検・評価を行う体制は、「本学における重要な事項を審議する場」として設置していた評議会を、「大学運営に最終責任を負う学長が最終的な決定権を行使」できるようにするために、副学長の権限を明確にし、「大学運営審議会」へと改組し、自己点検・評価担当の特命副学長、内部質保証責任者を任命するなどの改善を行っている。

また、「大学運営審議会」の活動として、2件の学長提案や、「自己点検・評価委員会」と連携した附属施設の全学的点検・評価や中間期の『自己点検・評価報告書』の作成等にも取り組んでいる。また、中長期目標としての「大学の重点項目」も作成しており、創立50周年に向けて今後の成果が期待される。

しかし、「大学運営審議会」の活動や全学的な内部質保証に関する検証については明示されておらず、個別の事案に関して「大学運営審議会」に学外者を加えることがあるものの、内部質保証システムの機能や教学マネジメントの実態について、定期的に点検・評価しているとはいいがたいため、改善に努めることが望まれる。

<提言>

改善課題

- 1) 内部質保証に関する方針は、その内容が自己点検・評価の実施にとどまり、方針や手続が適切に策定されているとはいえない。また、「大学運営審議会」と「自己点検・評価委員会」が内部質保証を推進する組織となっているが、両組織の役割分担は明確でないことに加え、「自己点検・評価委員会」は外部機関による評価への対応のみで、実質的に内部質保証推進組織としての役割を果たせておらず、「大学運営審議会」においても学部・研究科の教学マネジメントの運営・支援に関与した事例が少ないことから十分に実施されているとはいいがたい。2020（令和2）度中に整備し、ホームページに公表するとしている方針に基づいて、体制を適切に整備するとともに、システムの適切性を定期的に点検・評価することにより、内部質保証システムを機能させるよう改善が求められる。

3 教育研究組織

<概評>

- ① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

大学の理念・目的を実現するための基本的組織として、1972（昭和47）年に医学部医学科の単科大学として開学して以降、看護学部看護学科、医学研究科、看護学研究科を開設し、設立から現在に至るまで一貫して医師及び看護職者の輩出に

取り組んでいる。

教育に関わる附属施設等の整備として、医学教育の改善を図り医学教育活動を推進するための医学部附属施設である「医学教育センター」を設置した。また、2019（令和元）年度にはJACME（一般社団法人日本医学教育評価機構）による医学教育分野別評価を受審し、世界標準に基づく医学教育プログラム構築を展開しているとの認定を受けている。さらに、ICT教育の充実を図るために大学附属施設である「医学情報センター（図書館）」と「情報処理センター」を統合して「総合学術情報センター」を設置し、医学部附属施設として、学生及び医療従事者の医療技術の習得・向上を図るための「シミュレーションセンター」を設けている。

研究に関わる附属施設等の整備としては、大学の特徴となる研究の展開を目的とした「加齢医科学研究所」のほか「分子医科学研究所」「総合医学研究機構」「研究創出支援センター」を設置している。また、社会貢献活動の一環として「災害医療研究センター」を設置し、国際交流を促進し国際的視野を有する医療人の育成を目指して「国際交流センター」を設置している。海外協定大学は、医学部9大学、看護学部4大学であり、短期海外留学臨床実習プログラムを利用して、2018（平成30）年度には20名以上の学生が留学しており、海外の大学から毎年10～15名の学生を受け入れている。

以上のとおり、大学の理念及び目的に沿って学部・研究科を置き、学問の動向や社会的要請をふまえ、各種の教育研究組織を適切に整備していると認められる。

② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

教育研究組織の適切性の点検・評価については、各学部の「専門委員会」において検討した内容を教授会に諮り、「大学運営審議会」の議を経て、対応が必要と判断した議案は即時、実行している。また、予算を伴う組織改廃においては、常任理事会と「大学運営審議会」が連携を図りながら、改善・向上に取り組んでいる。

これらの点検・評価は、「大学運営審議会」が実施しており、点検・評価結果に基づき研究組織の改善・向上を図った具体例として、「国際交流センター」「総合学術情報センター」「シミュレーションセンター」の整備を進めたことなどが挙げられる。

4 教育課程・学習成果

<概評>

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

各学部・研究科の教育理念等を踏まえ、「知識」「技術」「態度」等、授与する学位ごとに学位授与方針を設定している。

例えば、医学部は「新時代の医学知識と技術を身につけて科学的・倫理的判断能力および情緒と品格を兼ね備えた教養豊かな人間性を培い、地域社会に奉仕できる医師の養成」を目指し、卒業時に修得すべきコンピテンスとして「医学知識と科学的探究心」「診療技能」「地域社会へ貢献」等の5つを定めている。看護学部では、看護専門職者として「人間、健康、環境、及び看護について体系的に理解している」「基礎的な看護実践能力を身につけている」「看護学の発展に貢献しようとする意欲を持っている」等の9項目の能力を身につけることを示している。医学研究科では、基礎医学系専攻及び臨床医学系専攻の2専攻を設け、「国際的視野に立った研究を遂行できる」「チームのリーダーとしてふさわしいコミュニケーション能力を身に付け、医学研究における指導的な役割を担うことができる」等の4項目を期待される学習成果として示している。看護学研究科は、「看護現象に根ざした人間存在の原理的・統合的・全人的理解を基盤として、学際的・国際的な視点に基づく卓越した看護実践能力及び研究・教育・管理能力を身に付け、高度専門職者として優れた能力ないし教育・研究活動に貢献できる能力を修得すること」と定めている。

これらの学位授与方針は、ホームページをはじめ各学部・研究科で刊行している学生便覧等にも掲載し、情報の得やすさや理解しやすさに配慮のうえ、社会への公表とともに学内への周知も図っている。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

各学部・研究科において、授与する学位ごとに教育についての基本的な考え方を明示のうえ、教育課程の編成・実施方針を定めている。

医学部は教育課程の編成・実施方針を「医師に求められる知識・技能・態度を、段階的、スムーズに修得できるように講義および医療実習・臨床実習を1学年次から6学年次まで継続的、かつ、らせん状の学修方法にて積み重ねていく」とし、全20項目について詳細に定めている。看護学部はカリキュラムを「教養科目群」「専門基礎科目群」「看護学専門科目群」によって構成し、さらに「看護学を論理的、実践的に理解し、質の高い看護を提供できるようになるために」「基礎看護」「健康レベル別看護」「ライフサイクル別看護」等5つの科目構成に分類し定めている。医学研究科は2つの専攻系（基礎医学系専攻、臨床医学系専攻）を設け、学生は各専攻の授業科目のほか、専攻系ごとに特論を履修し、それぞれ研究初学者が身につけるべき内容の講義を受講する。また、両コース共通の授業科目を開設し、当該年度の修了予定者は研究内容を報告し、教員からアドバイスを受けることができると定めている。看護学研究科は「基礎看護学分野」「母子看護学分野」「成人・老年看護学分野」等の5分野を設置し、看護実践者の研究能力の向上、教育・管理に貢献できる看護職者の質的向上を目指した教育をしていると定めている。

以上、教育課程の編成・実施方針は、学位授与方針に整合し、ホームページ及び

各学部・研究科で刊行している学生便覧等にも掲載することで、情報の得やすさや理解しやすさに配慮のうえ社会への公表とともに学内への周知を図っている。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

各学部・研究科は、教育課程の編成方針・実施方針に基づき、適切に教育課程を編成している。

医学部では、教育課程をカリキュラムマップに示し、6年間一貫教育として「医学教育センター」カリキュラム検討部門が全体像を策定し、2017（平成 29）年度から順次新カリキュラムを導入している。学部の特徴でもある「行動科学」「プロフェッショナリズム」を1年次から4年次まで設定し、段階的に学習を進めている。多くが必修科目で構成されているが、1年次後期から3年次前期に学生の希望・志向に合わせた「選択講座」や、2年次の水平垂直統合で「統合講義」を導入するなどの工夫をしている。カリキュラム全体を俯瞰し理解するため、コンピテンス、コンピテンシーとともに、マイルストーン作成を全教授で担当し、内容を共有するように努めている。看護学部では、授業科目をカリキュラムマップに示し、体系的かつ適切に開講している。1年次は看護のスペシャリストとして基盤となる知識を講義中心に学習し、2年次以降経験を積むほどに、実習の履修科目が増えていくように配置している。また、看護学実習は学生の社会的自立を図るために配置するよう考慮している。医学研究科の2つの専攻系のうち「基礎医学系」は13の授業科目、「臨床医学系」は27の授業科目を配置している。「基礎医学系」は基礎医学専門研究者養成コースとして、「研究方法特論Ⅰ・Ⅱ」、専攻科目等（主科目・副科目）、共通基礎科目（必修セミナー）を、「臨床医学系」は先端的臨床研究者養成コースとして、「臨床医学特論Ⅰ・Ⅱ」、専攻科目等（主科目・副科目）、共通基礎科目（必修セミナー）を開講している。看護学研究科では、カリキュラムを「共通科目」「専門科目」で構成している。授業科目は、カリキュラムマップに示し、体系的かつ適切に開講している。

また、初年次教育、高・大の接続への配慮については、例えば、医学部の「アカデミックリテラシー」「初年次医科学セミナー」や看護学部の「教養ゼミナール」を開講し、専門科目への円滑な接続を図っている。

以上のことから、各学部・研究科において、教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているといえる。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

学生の主体的な参加を促す授業形態、授業内容・方法について各種の取組みを実

践している。例えば、医学部では、学生の集中力維持を目的に2015（平成27）年度より授業時間を90分から70分へ変更し、「選択講座」を6時限目に設定した。また、1年次後学期から3年次に科学的、技術的、臨床的進歩を考慮した課題を学習できるように専門科目への円滑な接続を図っている。10名程度の少人数ゼミナールによる演習や問題基盤型のグループ学習、クリッカー等双方向学習支援システムの活用やタブレット、パソコンを用いたICT教育等を行っている。2018（平成30）年度に導入したeポートフォリオ（Mahara）の活用と医学部IR室との連携等の工夫をしている。看護学部では、新学期開始時に新入生・在学生へのガイダンスを実施し、履修指導を徹底している。また、授業を担当する全教員がオフィスアワーを設け、学生の学習サポートを行うとともに、アドバイザー制度により、学業不振者に対して面談を実施し、学習意欲の喚起と次年度の履修計画について指導を行うなど、細やかな学習支援を行っている。医学研究科は、当該年度の修了予定者の研究報告を1・2年次生が傍聴することにより研究をイメージすることに繋げ、さらに、研究創出支援センターの研究支援部門が研究の相談及び実技指導を行う体制を整備している。看護学研究科は、学生1名につき1名の指導教員と2名の副指導教員を配置している。各領域では、文献のクリティーク等を取り入れ、学生自ら学べる体制になっている。1月と6月に年2回開催される研究計画発表会では、研究計画を発表し、質疑応答を行っている。また、職業を有した学生が働きながら学習できるように長期履修制度を設けている。研究指導計画の明示とそれに基づく研究指導の実施についても適切に行っている。

単位の実質化を図る措置等に関しては、1年間に履修登録できる単位数の上限について、医学部は「愛知医科大学医学部履修規程」の別表より各学年に履修登録単位の上限を設けている。看護学部は『2019年度看護学部学生便覧』より、各学年50単位未満に設定している。GPAを成績把握や学年順位の決定、履修計画等に関する修学指導に活用するほか、学長賞や成績優秀者学業奨励賞等の選考時にも活用している。

シラバスについて、学士課程は各学部の『教科案内』に明示している。大学院課程では医学研究科は『教育要項』、看護学研究科は『教科案内・学生便覧』に示しており適切である。また、医学部の選択講座のナンバリングや医学部・看護学部及び看護学研究科についてはカリキュラムマップに掲載することで学生へ周知している。シラバス作成においては、科目責任者が作成した内容を「教務委員会」委員が第三者チェックを行い、問題点等をフィードバックし、改善を行っている。

以上のことから、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うためのさまざまな措置を講じているといえる。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行うために、学則及び大学院学則に基準を定めている。単位や単位の計算方法に関しては、学士課程は学生便覧や履修規程で、大学院課程は『医学研究科大学院教育要項』や『看護学研究科案内・学生便覧』及び履修規程等で周知を図っている。成績評価については、各学部の『教科案内』において教科ごとに成績の判定・評価等について詳細に明記している。学部学生の卒業要件は、学則第 42 条において、就業年限以上在学し、修得すべき全単位を修得した者を全課程修了者とし、それらに対し、学長は当該学部の教授会の議を経て卒業を認定し、学士の学位を授与すると規定している。

大学院学生の修了要件は、「学位規則」「学位論文審査に係る評価の基準」に公表している。学内の手続は、各研究科ともに「審査委員会」を学内公開で行うことや委員以外の教員等がオーディエンスとして参加できることなど、学位論文が満たすべき水準及び審査体制を定め、論文の質の担保に努めている。

ただし、特定課題の研究成果の審査基準を策定していない研究科があるため、これを定め公表するよう是正されたい。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

学習成果を適切に測定するため、各学部・研究科のシラバスには、開設科目における学習目標を学位授与方針に関連付けて適切に設定している。

医学部においては、卒業時に達成すべき目標を 5 つのコンピテンスとしてまとめ、シラバスの各科目の教育目標に明記し、その科目に合格することで、該当学年次の目標レベルまで達成していることを保証する評価になっている。看護学部においては、3 つのポリシーに則した評価指標に基づき、学部レベル、教育課程レベル、科目（授業）レベルの 3 段階で多面的に学習成果を測定する方法として、2018（平成 30）年度に教授会での最終審議を経て、アセスメント・ポリシーを策定した。また、看護学部では、2018（平成 30）年度に、学部の特性に応じた学習成果を測定するための指標として、GPA を使用した成績評価基準を明示するとともに、厳格な成績評価の実施に向けた検討を進めている。評価結果は、アセスメント・ポリシーに基づき、成績分布を e ラーニングシステムである「A I D L E - K」により公表している。

学士課程においては、2017（平成 29）年度から学習成果の把握・評価に関するアンケート等を実施することで学習成果の達成度を確認し、改善に努めている。

大学院課程においては、各研究科委員会を中心に研究進捗状況を把握しており、課程修了に際しては、複数名の審査員による「審査委員会」において修了の認定を行っている。医学研究科では、リサーチループリックを用いて研究進捗状況を調査し、「運営委員会」及び「医学研究科委員会」に報告し、状況の把握に努めている。

以上のことから、学位授与の方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び

評価することに努めているといえる。

⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

教育課程及びその内容・方法の適切性について、学士課程では「教務委員会」及び「専門委員会」を中心に点検・評価を行っている。医学部では、2018（平成 30）年度から医学教育センターカリキュラム検討部門に学生代表、関連病院関係者、同窓会理事長、「長久手市教育委員会」委員等を正式な部門員として置き、意見聴取をすることで客観性の確保に努めている。また、カリキュラム評価部門においては、学外部門員、研修医及び医学部 I R 室教員が参加し、カリキュラムの発展的改善のための評価分析を進めており、適切に P D C A サイクルを展開している。看護学部では、2018（平成 30）年度卒業予定者を対象にカリキュラムの構成や教育・学生生活への意見等に関するアンケートを実施した結果から、カリキュラムや学生生活に関しては全体的に高い評価を得ているが、科目配置のバランスや支援体制等について改善要望があった。その結果を受けて、教育成果を可視化し恒常的に教育改善を行うため、現在、アセスメント・ポリシーの見直しを検討している。

学士課程においては、教育課程の適切性について、教育課程編成に係る医学部教務部長及び看護学部教務学生部長が「大学運営審議会」に出席し、全学的な視点から検証を行っている。大学院課程においても「大学院医学研究科改革会議」「看護学研究科委員会」で自己点検・評価を実施している。

全学的な視点からの点検・評価としては、カリキュラムの内容・学習方法・学習支援又は学習成果、入学者選抜の取組みについて、3 ポリシーを踏まえた適切性にかかる点検・評価として、「大学運営審議会」に学外者又は学生代表者を加えて検証を行っている。「大学運営審議会」において検証した結果は、各学部長を通じて教授会にフィードバックし、P D C A サイクルに応じて対策を検討している。

以上により、教育課程及びその内容、方法の適切性についての点検・評価は各学部・研究科において適切になされ、その結果をもとに改善・向上に向けて取り組んでいるといえるが、例えば全学統一した名称・様式でのシラバス作成、大学院医学研究科でのカリキュラムマップの作成、I R の全学展開等、今後、大学全体として教学マネジメントを効果的に行うことにより、より優れた教育の運営を実現することを期待したい。

<提言>

是正勧告

- 1) 看護学研究科において、特定課題の研究成果の審査基準を策定していないため、これを定め公表するよう是正されたい。

5 学生の受け入れ

<概評>

① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

学部学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）として、医学部では、「本学医学部のカリキュラムを修得し、卒業時に求められる能力を身につけることができる者」等として5項目にわたり求める学生像を定め、入学選抜の実施方法等を示している。同様に、看護学部の同方針でも、「人間尊重を基盤とした思いやりのある看護を提供できる専門職者を養成する」ことを目標とし、「看護学を学ぶ上での基本となる知的能力や探求心を持ち、豊かな創造力をもっている人」等5項目を定め、入学選抜の実施方法等を示している。

大学院学生の受け入れ方針については、看護学研究科は「卓越した看護実践能力及び研究・教育・管理能力を持つ高度な看護専門職者を育成する」ことを目標とし、選抜にあたっては、学力試験とともに面接や臨地での看護実践を重視することを示している。しかし、医学研究科は、求める学生像としては、「自ら研鑽に励み、高度な技術と豊富な知識の獲得を目指し、自立して研究を遂行しようとする人」「将来、国際的な視野に立ち、先駆的な研究の展開を目指す人」「熱意を持って、医学研究・医療分野の指導に当たり、見識を持って社会的貢献に努めようとする人」としているが、入学選抜の実施に関する方針を明示していない。

以上のように、学生の受け入れ方針は学位課程ごとに設定しており、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針とも整合している。また、ホームページにおいて公開し、情報を得やすいよう配慮している。医学部、看護学部、看護学研究科においては、学生の受け入れ方針に、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学選抜の実施に関する方針を示しているが、医学研究科についてもこれらを明示することが望まれる。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学選抜を公正に実施しているか。

学生募集及び入学選抜は、学則及び大学院学則並びに、「愛知医科大学医学部入学試験委員会規程」「愛知医科大学看護学部入学試験委員会規程」「愛知医科大学大学院看護学研究科入学試験委員会規程」に則り実施しているが、医学研究科については、入学試験関係規則は学則に規定している内容のみであり、「入学試験委員会規程」として整備していない。

学生募集方法については、医学部は推薦入試（公募制）、国際バカロレア入試、一般入試、大学入試センター試験利用入試（前期・後期）及び愛知県地域特別枠入試（A方式・B方式）を実施している。国際バカロレア入試は、2017（平成29）年度から導入し、2019（令和元）年度には全国私立医科大学で初めて1名の入学者を

迎え入れている。先駆的な取組みであり、国際性豊かな学生の入学が他の学生にとって刺激となり、大学の質的向上に繋がると期待されることから高く評価できる。看護学部は、推薦入試（指定校制・公募制）、一般入試、社会人等特別選抜及び大学入試センター試験利用入試（A方式・B方式）を実施している。

各学部の入学者選抜については、「入学試験委員会」において実施方法等を検討し、学部長を責任者として各種入学試験を実施している。問題作成は「入学試験委員会」において、問題作成委員による作問者と点検者の2段階の確認後に、学外者である第三者による確認を行っている。また、試験終了後には、学外者による最終確認を行い、出題ミス防止に努めている。試験結果に関しては、「入学試験委員会」において合否判定案を作成し、教授会の承認を得て学長が合格者を決定している。また、志願者数や合格者数等の入学者選抜に関する内容は、「大学運営審議会」に報告され情報を共有している。

研究科については、医学研究科の入学者選抜は、書類選考、筆記試験及び面接試験により総合的に評価し、「医学研究科委員会運営委員会」及び「医学研究科委員会」において審議のうえ、合格者を決定している。看護学研究科では、筆記試験、面接試験により総合的に評価し、「看護学研究科入学試験委員会」及び「看護学研究科委員会」において審議のうえ、合格者を決定している。

身体に障がいのある受験生については、事前申し出により個別対応を検討し、症状に応じて別室受験や受験会場での配慮を行っている。

以上のとおり、いずれの入学者選抜も運営体制を適切に整備し、公正に実施している。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

定員管理については、医学部の収容定員に対する在籍学生数比率が高く、2013（平成25）年の本協会による大学評価（第2期）及び2017（平成29）年に「改善報告書」を提出した際にも指摘されている事項であるが、改善がみられないことから、実施している対策を点検・評価し、定員を適正に管理するよう改善が求められる。過去5年間の入学者数比率の平均及び医学部以外の収容定員に対する在籍学生数は適正に管理している。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

学生の受け入れの適切性については、「入学試験委員会」を中心に点検・評価を行ったうえで、教授会で審議している。また、全学的には「大学運営審議会」において点検・評価し、3つのポリシーを踏まえた適切性にかかる点検・評価について

は、「大学運営審議会」に学外者を加えて検証を行っている。

「大学運営審議会」において検証した結果は、学部長を通じて教授会にフィードバックされ、対策を検討することとなる。こうした点検・評価の結果として、例えば2019（令和元）年度入学者選抜では、医学部において推薦入学（公募制）の募集人員を減員し、新たに大学入試センター試験利用入学（後期）を新設することで、これまで以上に学生の受け入れ方針に則した学生の確保に努めている。

以上のことから、今後も継続的・発展的に学生の受け入れに関する改善・向上に向け取り組むことが望まれる。

<提言>

長所

- 1) 多様な学生の受け入れに努めており、2017（平成 29）年度から医学部において導入された国際バカロレア入試によって、2019（令和元）年度に全国私立医科大学で初めて1名の入学者を迎え入れている。国際性豊かな学生の入学が他の学生にとって刺激となっており、今後さまざまな効果が期待できることから評価できる。

改善課題

- 1) 収容定員に対する在籍学生数比率について、医学部で1.04と高いため、学部の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。

6 教員・教員組織

<概評>

- ① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

教員組織については、「教員組織規程」において、建学の精神に基づき、教授・准教授・講師・助教等の職名・職務等の教員組織に関する必要事項を規定している。また、「教員人事規程」及び「教員人事委員会規程」において、教員の定数・配置・採用等に関する必要事項を定め、「教員人事委員会」は「人事権を持つ理事長が最終決定することができる組織」として、教授の最終選考を行うこととしている。教授以外の教員については、当該学部又は「大学運営審議会」の議を経て、学長が理事長に上申する。

しかし、教育課程を支えるための各学部・研究科の教員組織の編制方針については定められていないため整備することが望まれる。

大学として求める教員像は、建学の精神に基づき、医学部は「医学部教員選考基準」において、「博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）

を有し、研究上の業績を有する者であり、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者」等と定めている。同様に、看護学部は「看護学部教員選考基準」において、「大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力及び教授たるにふさわしい人格識見を有すると認められる者」等とし、職名ごとに求められる資格・能力等を定めている。これらの関係規則は、学内ポータルサイトを利用し、各教員が閲覧できるよう整備されており、新任教員のオリエンテーションでも共有されている。

② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

教員組織の編制方針は定められていないものの、大学及び大学院設置基準に定められた必要教員数を満たしており、各学部・研究科に教員を適切に配置している。特に、学部課程において、教育区分ごとの必修科目の専任担当率は高くなっている。

医学部のカリキュラムは、3つの系列分野（基礎科学系科目、基礎医学系科目、臨床医学系科目）を置き、それぞれの専門性を考慮し、講座等を3部門（基礎科学、基礎医学、臨床医学）に編制し、教員を配置している。看護学部のカリキュラムは、教養科目群、専門基礎科目群及び看護学専門科目群の3つの科目群によって構成しており、それぞれの専門性に応じて専任教員を配置しているが、准教授以下の若手教員が多い。授業科目によっては、看護学部だけでなく、医学部の教員が授業を担当し、必要に応じて兼任教員を依頼するなど教員の授業負担に配慮しながら、教員組織を編制している。

研究科については、教育研究歴及び業績等を基準に、各研究科の担当教員資格審査規程に基づいて選考された教員を配置している。医学研究科については、医学部教員が兼務する体制をとり、研究指導に適切な教員組織を整備している。看護学研究科については、研究指導を行うことができる資格を持つ教員が不足していることから、看護管理学、母性看護学、小児看護学、老年看護学の4領域で学生募集を停止しているが、教員確保及び准教授の育成に向けた取組みを行っている。今後も継続して適切な教員組織を整備することが望まれる。

専任教員（授業担当教員）の男女比率は、男性が女性の約3倍であり、年齢構成からは著しい偏りはみられない。2010（平成22）年度には学長直轄の「男女共同参画プロジェクト」を立ち上げ、女性医師をはじめとして職場の環境改善を必要とする教職員に必要な対策を行っている。また、「臨床系女性教員の特別短時間勤務制度」を設け、臨床医学女性教員の勤務条件を緩和し、キャリア形成と育児支援の両立を図っている。

以上のことから、看護学研究科については4領域で研究指導教員の不足がみられるものの、その他の学部・研究科の教員組織は適切な教員で構成しているといえ

る。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

教員の募集・採用・昇任等については、「教員選考規程」において、教員の選考手続、募集を含めた教授の選考方法に関する事項を記載している。教授の選考においては、理事長を議長とする「教員人事委員会」において選考の基本方針を決定し、「大学運営審議会」に対し選考を要請する。要請を受けた「大学運営審議会」の議長である学長は、学長、学部長（又は病院長）、学部選出教授を構成員とする「教授候補者選考委員会」を設置する。「教授候補者選考委員会」は、選考方法を決定のうえ、全国公募及び「選考委員会」推薦により集まった候補者から提出された書類（履歴書・研究業績等）に基づき適任者を選出し、講演会及び面接結果を受け、「大学運営審議会」「教員人事委員会」の議を経て、理事長が最終決定する。准教授・講師・助教の選考については、各学部の「教員選考規程」に基づき、「候補者選考委員会」を設置して選考を行い、教授会の審議を経て、学長が理事長に上申し、理事長が最終決定するとしている。

各学部の「教員選考規程」においては、教授を除く准教授・講師・助教の採用、昇任又は配置転換に係る選考に関する必要事項を定めている。また、教育研究・診療等の活動の充実を図るために任期制の特任教員制度を設けており、「特任教員に関する規程」において、教授（特任）は准教授を、准教授（特任）は講師をもって充てることができると定めている。選考については、「候補者選考委員会」を設置して選考を行い、教授会の審議を経て、学長が理事長に上申し、理事長が最終決定している。

各研究科の教員については、各学部と兼務であるため、研究科のみでの募集は行っておらず、医学研究科については、「愛知医科大学大学院医学研究科担当教員資格審査規程」において、教授、教授（特任）、准教授、准教授（特任）及び講師の資格審査に関する必要事項を定めている。同様に、看護学研究科については、「愛知医科大学大学院看護学研究科担当教員資格審査規程」において、教授、准教授、講師及び助教の資格審査に関する必要事項を定めている。

以上のことから、教員の募集、採用、昇任等については、公正性に配慮した基準及び手続のもとで実施しているといえる。

④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

FD活動に関しては、医学教育センターのFD部門及び「看護学部FD委員会」が中心となり、教育研究に関するさまざまなテーマを取り上げ企画・運営している。2018（平成30）年度は、医学部・看護学部でそれぞれ10回のFDを開催し、専任

教員については何れかのFDに必ず参加することとしている。研究科においても、医学研究科2回、看護学研究科1回(看護学部と合同開催)のFDを実施している。

また、大学全体の取組みとして、学長主導のもと、医学や看護学の枠組みを超えて、幅広い分野で活躍している著名人を講師とする「学長招聘講演会」を全8回実施している。参加対象は、教職員に加え学生も可能としており、大学全体のFDとして位置づけている。

このようにFD活動は組織的、多面的に実施しているが、看護学研究科のFD活動については、看護学部との合同開催1回のみであり、特別講義や大学院統計セミナーといった取組みも、大学院を担当する教員の教育能力の向上や、研究活動の活性化を図る取組みまでには至っていないため、看護学研究科独自のFD活動を適切に実施するよう改善が求められる。また、医学研究科においては、独自のFDは行われているものの、そのテーマが研究講演会とも見受けられる内容となっており、FDの目的や狙いが不明瞭である。今後は、企画意図を教員間で周知し、より一層、教員の資質向上に資する取組みとするよう改善が求められる。

教員の教育研究・組織運営・社会貢献については、毎年、過去1年間の業績を記入し、3年ごとに「教員評価規程」に基づいて、評価を実施している。人事考課制度による教員評価としては、副学長(特命担当)を委員長とする「教員評価委員会」において、教員評価表の項目ごとの活動内容及び点数について見直し改善を進めている。また、講座責任者には、構成員の評価表を講座全体の評価とともにフィードバックすることで、改善・向上に活用されている。2018(平成30)年度には「教員評価制度改革に関する課題検討準備会議」を設置し、評価指標として「診療・研究・教育・社会・大学運営・その他」の6つの貢献度に区分し、83項目の定量的データを収集した上で可視化を行っている。また、2017(平成29)年度から、学生が行う各科目の授業評価アンケート結果により、教育方法や教育内容等が高く評価された教員を表彰する「ベストティーチャー賞」を導入している。

これらの教員の業績評価は、講座責任者及び教員本人へフィードバックされることにより、教員全体における講座及び個別の状況を具体的に把握することができるため、教育活動及び研究活動への意欲の一助となっているといえる。

⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

教員組織の適切性については、「教員人事委員会」において教育研究・診療上の目的を達成するため、教員組織の規模、業務内容等に応じ定数を配分し、必要な教員の配置について検討を進めている。教員組織の改廃については、教員組織が講座の場合は教授会、附属病院の診療科・部門の場合は病院部長会を経て教授会で審議され、「大学運営審議会」における審議を経た後、常任理事会、理事会において関

係規則とともに組織の改廃を承認している。

具体例として、これらの点検・評価により「IR室」や「地域総合診療医学寄附講座」等の設置に繋がっているため、今後も改善・向上に向けた取組みを継続することが望まれる。

<提言>

改善課題

- 1) 看護学研究科のFD活動が不十分であり、大学院を担当する教員の教育能力の向上や、研究活動の活性化を図る取組みに至っていないため、FD活動を適切に実施するよう改善が求められる。また、医学研究科においては、独自のFD活動を実施しているものの、その目的やねらいが不明瞭であることから、今後は、企画意図を周知し、更に教員の資質向上に資する取組みとするよう、改善が求められる。

7 学生支援

<概評>

- ① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

大学の理念・目的を実現するために「愛知医科大学における学生支援に関する方針」を策定し、修学支援、生活支援、進路支援の3つの項目について「指導教員（アドバイザー）制度を導入して修学に関する支援を行う」ことや、「保健管理センターを中心とした学生の健康管理を行う」こと、「指導教員（アドバイザー）等による就職支援を行う」こと等を定め、学生支援の方針を示している。また、この方針に基づき、健康管理に関することやハラスメントに関しては「ハラスメント防止に関する規程」を制定し、奨学金制度に関すること等を学生便覧、刊行物及びホームページで公表している。

- ② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

「愛知医科大学における学生支援に関する方針」に基づき、学生の経済的、個人的問題について支援するために、担当事務部門を整備し、学部ごとに学生生活に係る委員会を設置している。学生生活全般を支援する制度として、医学部では指導教員制度、看護学部ではアドバイザー制度を設け、教員1名に対し10名以下の学生を担当している。

修学支援については、医学部では高等学校において「物理」「生物」（生命科学）の未履修である学生に対し、「自然科学演習」を開講している。また、「A I D L E

一K」で学生の予習・復習を支援し、「UP To Date」（臨床支援ツール）は教職員のみならず学生にも使用可能なものとして、より質の高い根拠に基づいて医療を行っているという問題解決の一手法である Evidence-based Medicine 教育に役立っている。看護学部では入学前に知的探求心や学習に対する主体性を育むために、課題図書等の入学前教育を実施している。医学部では指導教員制度、看護学部ではアドバイザー制度により、成績不振の学生には勉強会や三者面談を実施しながら指導をしている。また、両学部の特性上、国家試験対策として、2017（平成 29）年に「医師国家試験対策強化委員会」及び、「医師国家試験対策強化室」を設置し、「国家試験対策講座」及び「寺子屋勉強会」を実施し、教員による学生の個人面談及び予備校講師による国家試験対策の学習指導を行っている。

経済的支援として、成績優秀者に対する学生生徒等納付金減免制度をはじめ、各種学内外及び学部の制度を整備している。看護学部では成績上位者 50 名（推薦入学及び社会人等特別選抜合格者の奨学試験受験者を含む）に、初年度の教育充実費及び実験実習費を全額免除している。

生活支援について、2017（平成 29）年に教職員と学生の為の「保健管理センター」を設置し、日々の健康管理等を行っている。また、ハラスメントに関しては規程を制定し、学生に対しては臨床心理士の資格を有する者を置く「学生相談室」が窓口となり、防止対策を行っている。その他に、「防犯講習会」「交通安全講習会」及び「総合防災訓練」を開催・実施し、様々な問題防止に対応しているといえる。

「保健管理センター」「学生相談室」の利用状況は看護学部においては「学生委員会」にて報告されており、守秘義務の観点から必要に応じてアドバイザー教員へ報告され、連携を図っていることが伺える。

なお、2014（平成 26）年から導入している「安否確認システム」については、学生の登録率が低いので何らかの策を講ずることを期待する。

進路支援について、医学部では指導教員や医学教育センターがキャリアガイダンスを行い、大学附属病院の卒後臨床研修センターと連携して臨床研修医マッチング及び進路説明会を実施している。その他、「男女共同参画プロジェクト委員会」主催の「キャリア教育講演会」、愛知県医師会主催「医学生・研修医等をサポートするための会」を開催している。

看護学部は 2 年次に「実習前マナー講座」や「メイク対策講習会」を実施している。また、3 年次に「就職支援ガイダンス」を実施し、外部講師による「就職支援講座」「模擬面接」や学部卒業生から経験談を聞く「進路懇談会」を開催している。4 年次には進路希望調査を行っている。

その他、正課外活動を支援するため、「課外活動に関する規程」を定め、クラブ活動に対して、助成金を支出している。さらに、「医学生の学会発表に係る旅費の支給制度」を設け、国内学会での発表を奨励・援助し、学会参加に係る旅費を助成

している。

以上のことから、学生支援に関する方針に基づき、学生支援体制を整備しており、適切に支援しているといえる。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

学生支援の適切性について、各学部・研究科の各種「専門委員会」にて点検・評価した内容を教授会・研究科委員会で諮り、大学全体で対応すべき事項については「大学運営審議会」の審議を経て実施している。

医学部では各部門・部署がそれぞれ点検・評価を実施しているものの、「学生生活委員会」は学生支援に対し、全体を把握し点検・評価して改善・向上に向けた取組みを進めているとはいえない。

看護学部では「学生委員会」が、設定した目標と実施結果を点検・評価し、年度末の同委員会にて今後の課題について報告のうえ次年度の目標を設定する取組みを行っている。その結果は『看護学部各種委員会報告書』を製本し、教員に配付することで周知しており、各委員会が行ったことを次年度にどう繋げていくのかを教員に共有できている点は評価できる。

各学部特有の取組みもあるが、共有できる多くの点について検討し、今後、全学的に取り組んでいくことを期待する。

8 教育研究等環境

<概評>

① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

「愛知医科大学における教育研究等環境に関する方針」に「学生の学修及び教員等の教育研究活動を推進するために、情報・図書、研究に関する施設・設備や研究倫理遵守の体制を整備する」という基本的な方針を明示している。大規模な整備は法人と連携しつつ事業計画に則り、学部・研究科の整備は教授会・研究科委員会で審議し、実施する体制を整備している。この内容はホームページに掲載することを通じて学内での共有に努めているといえる。

② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

教育研究環境に関する基本方針のうち、教育研究に関する施設・設備の整備のため、2006（平成18）年より創立40周年記念事業としてキャンパス再整備を計画的に実施し、学生、教職員、地域住民を含めた来学者の利便性を高めた環境整備を

2018（平成30）年度に完成した。また、これらの施設・設備は、「施設委員会」を中心に計画の策定や管理等を行っており、施設・建設室、管財・契約室等の事務部門が維持管理している。

大学全体では、大学設置基準を大きく上回る校地を有し、十分な校舎や設備を整備している。

学生の自主的な学習を支援するため、講義以外の時間帯は講義室やセミナー室の使用を可能としており、国家試験に向けた自主学習施設として十分な環境を整備している。

情報に関する施設・設備の整備のために「総合学術情報センター」を設立し、ハード、ソフト両面での整備を実施しており、教職員及び学生への情報提供体制としては十分な効果を上げており、学生の利用率も向上している。さらにネットワーク環境を利用する上での情報倫理に関する取り組みでは「情報セキュリティ委員会」を中心に啓蒙活動を実施している。

これらの教育環境を利用する上で、障がいを持つ学生のためのバリアフリー化や、学部学生が無料で利用できるトレーニングルームや温水プール等を備えた運動療育センター等も整備している。

以上により、教育研究環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎面積を有し、教育研究活動に必要な施設及び設備を適切に整備しているといえる。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

図書や学術情報サービスに関しては、「総合学術情報センター」の図書館部門、情報基盤部門、ICT支援部門が連携して提供している。

蔵書や視聴覚資料等の学術情報資料を整備するとともに、日本医学図書館協会、日本看護図書館協会、大学図書館コンソーシアム連合に加盟し、相互利用の連携や学術情報へのアクセスも推進している。

また、個人認証による入退館制御や司書資格等を有する専門職員の配置、日本医学図書館協会の認定資格取得者のほか応用情報処理技術者試験合格者等の配置を行うとともに、情報リテラシーに関するセミナー等の開催により、学生や教職員によるサービス活用を支援して利用環境の向上を図っている。

以上により、図書館、学術情報サービスを提供するための体制を整え、それらを適切に運営しているといえる。

④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

「研究戦略会議」を設置して全学的な研究推進の方針を審議し、「愛知医科大学

における研究者行動指針」を作成して全学的に共有している。さらに具体的な研究活動支援の拠点として「研究創出支援センター」を設置している。

教員の研究活動活性化のため、研究費や旅費を支給し、翌年繰越等の弾力的な運用を行っている。さらに、異なる講座に属する研究者のグループ研究を支援する「学内研究ユニット創出支援事業」では、科学研究費助成事業への応募や、若手研究者を複数名含めて代表者が研究指導すること等を公募の条件とすることで、若手研究者の科学研究費補助金申請件数が増加しており、教育研究活動の活性化が図られている点は高く評価できる。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

研究倫理を遵守するために「愛知医科大学における人を対象とする医学系研究等に関する倫理規程」、研究不正の防止のために「愛知医科大学における公的研究費等の取扱いに関する規程」を定めている。

研究に関わる全ての教職員を対象に研究倫理やコンプライアンスに関する教育を実施するとともに、研究等の実施の適否に関しては「倫理委員会」、研究上の利害関係に関しては「利益相反委員会」で厳正な審査を行っている。

個別の研究に関しては、「ヒトを対象とする医学研究に関する倫理指針」「動物実験規程」「組み換えDNA実験安全予防規程」等に基づき、「専門委員会」での調査・検討を経て「倫理委員会」で審議している。

看護学部における研究も、国際基準を遵守し、「看護学部倫理規程」に基づいた「看護学部倫理委員会」での審査を経て実施している。

以上により、研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているといえる。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

各学部・研究科・附属施設における教育研究等環境の恒常的な整備と新規の大規模教育研究等環境の整備を共に点検・評価する全学的な内部質保証推進組織は整備されていない。

一方で、各学部・研究科における教育研究等環境の整備は教授会・研究科委員会において審議し、担当事務部門や「教務委員会」等の「専門委員会」において実施及び点検・評価を行っている。これらの点検・評価の結果として、実験室・実習室・講義室・学生ホールの什器やAV施設、トイレの整備や改修を行った。また、大規模な教育研究等環境の整備に関しては、法人の年次事業計画等に基づき予算会議の審議を経て実施し、常任理事会と「大学運営審議会」が連携して年次事業報告書として点検・評価している。さらに長期的には、社会環境や時代の要請の変化に対

応するため、法人としての「キャンパスマスタープラン」策定へと繋げている点は評価できる。

<提言>

長所

- 1) 基礎医学と臨床医学の融合研究として、異なる講座の研究者がグループ研究を行うことを支援する「学内研究ユニット創出支援事業」を2016（平成28）年度から制度化し、研究活動を活性化させている。同事業では、科学研究費助成事業への応募や若手研究者を複数名含めて代表者が積極的に研究指導すること等を公募の条件とすることにより、年度によるばらつきはあるものの、若手研究者の科学研究費補助金申請件数が2017（平成29）年度以降増加しており、今後さらなる成果が期待できることから、評価できる。

9 社会連携・社会貢献

<概評>

- ① **大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。**

社会連携・社会貢献については、建学の精神において「時代の要請に応じて地域社会に奉仕できる医師の養成」を謳っている。また、「中期計画」において、3つのキーワードの一つとして「連携」を、5つのStrategyの5番目に「地域医療・地域貢献の促進」として「地域医療連携、顔の見える医療連携」を示している。これらはホームページに掲載し学内で情報共有しており、適切であるといえる。

- ② **社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。**

大学の理念、建学の精神に基づいた地域連携・地域貢献として、社会連携・社会貢献を達成するために「中期計画」に学外組織との適切な連携体制として「地域連携事業」「高大連携事業」「自治体事業への協力」等を、社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進として「災害医療研究センターの設置」「公開講座の開催」「私立大学研究ブランディング事業の採択」「看護職者へのキャリア支援活動」等を、地域交流、国際交流事業への参加として「地域交流事業」「国際交流センターの設置」等の関連項目を明示し取組みを進めている。具体的には、「地域連携事業」として、長久手市、北名古屋市、尾張旭市との包括連携協定や「高大連携事業」として、愛知県内の高等学校と協定を締結している。南海トラフ地震の重点受援県に指定された愛知県のなかで長久手市と市内4大学による「長久手市大学連携推進ビジョン4U」への参画に加え、災害医療研究センターでは、長久手市

有識者で構成した「災害時を想定した地域ネットワーク検討委員会」を設置し、長久手市民の意識調査や、東日本大震災及び熊本地震の被災地の実態調査の結果から、災害時における地域ネットワークのあり方を検討し、各機関の行動マニュアルの作成、研修会・訓練の実施、行動計画を地域における普及啓発モデルとして全国に発信するための事業を展開していることは高く評価できる。

そのほか、自治体事業への協力では、2012（平成 24）年度から行っている小学生以下の児童を対象とした「わくわく体験リニモツアーズ（主催：東部丘陵線連絡協議会）」に定員を大きく上回る申込みがあることや、愛知県警察と「A・I M A T（Aichi Incident Medical Assistance Team）協定」を締結し、凶器を使用した事件等により傷病者が発生した際には医療派遣チームの派遣を可能としていること、地域交流では、2018（平成 30）年度から地域住民を対象に行っている「オープンホスピタル」において、診療放射線技師仕事体験、薬剤師仕事体験、ちびっこ医師・看護師体験等の体験コーナーに 1,000 名以上の来場者があることなど、さまざまな規模の多くの取組みについて評価できる。

教育活動を通じた社会連携・社会貢献では「愛知県災害医療コーディネート研修」や厚生労働省老健局に採択された「老人保健健康増進等事業」、公開講座や自治体の「教育委員会」等との共催による市民大学公開講演会を開催している。さらに、2018（平成 30）年度に採択された文部科学省の「私立大学研究ブランディング事業」等がある。医学部では「サイエンスカフェ（長久手健康科学サロン）」を開催し、看護学部では、附属施設である「看護実践研究センター」のキャリア支援部門と地域連携・支援部門の 2 部門が、学習機会の提供や地域住民との交流を深めながら健康支援活動を行い、その他「専門解説書の発行」や「オープンホスピタル」等、多岐にわたる活動を行っている。

国際交流については、2015（平成 27）年度に「国際交流センター」を設置し、教員の海外派遣、外国人研究員の支援、教職員の語学能力の向上等、さまざまな事業に取り組み、学内外の活発な国際交流を行っている。海外協定大学からは毎年 10～15 名の学生を受け入れ、外国人留学生に対する教育の機会提供を行っており、医学研究科では顕著な業績を上げた外国人留学生への表彰制度を設けている。

以上のことから、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、教育研究成果を社会に還元し、社会連携・社会貢献に適切に取り組んでいるといえる。

③ **社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。**

各事業の「運営委員会」等において、事業状況や事業結果に基づいて、点検・評価し、改善・向上に向けた対応を検討している。大学全体に関わる内容については、「大学運営審議会」において、改善・向上を図っている。改善の具体例としては、

災害医療分野への強化を図るための大学附属教育研究施設として「災害医療研究センター」の設置や教育研究のグローバル化に対応するための組織として「国際交流センター」を設置した事例等がある。また、公開講座ではアンケートを行い、大学に対する市民からの要望・意見を収集し、アンケート結果をもとに、次年度の対応の検討や大学の認知度・イメージを測る質問項目を追加するなど、改善に向けた意見収集に努めている。

以上のように、地域連携・地域貢献として、社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

<提言>

長所

- 1) 地域連携・地域貢献に関するさまざまなプログラムを展開しており、特に、災害を想定した地域貢献に力を入れている。南海トラフ地震の重点受援県に指定された愛知県のなかで長久手市をモデル地区とし、長久手市有識者で構成した「災害時を想定した地域ネットワーク検討委員会」を2018(平成30)年度に設置し、市民の意識調査や、東日本大震災及び熊本地震の被災地の実態調査を行っている。それらの結果から、災害時における地域ネットワークのあり方を検討し、各機関の行動マニュアルの作成、研修会・訓練の実施を行うほか、普及啓発モデルとして地域における行動計画を作成し、講演会等を通じて行政機関や医療福祉機関等に発信していることは評価できる。

10 大学運営・財務

(1) 大学運営

<概評>

- ① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

大学の理念・目的及びそれに基づく大学の将来を見据えた中・長期計画として「中期計画」を策定し、中期計画のキーワードとなる「自己実現」「連携」「独自性」により導き出された5つのStrategy「本学の発展を裏付ける経営基盤の強化」「世界を見据えた教育・研究活動の充実と発展」「診療・研究・教育を担う卓越した人材の育成」「評価される卓越した大学力の涵養」「地域医療・地域貢献の促進」に理事長の直轄組織となる「経営戦略推進本部」を設置し、プロジェクトチームがそれぞれの計画を立案している。また、創立50周年を迎えるにあたり、将来ビジョンを具現化するため、8つの重点項目として①グローバル化に向けた医学・看護学教育改革、②生涯学習能力や情報活用能力を養うICT教育環境整備の促進、③大学

院改革に向けたMD/Ph.Dコースの導入、④研究創出支援センターを中心とするバイオバンク事業の推進、⑤長久手市との連携事業推進による「未来の地域医療の画期的成功例」の提示、⑥大規模災害時の地域社会支援、⑦地域医療連携に基づくがん診療の充実、⑧多職種協働に基づいた地域包括ケアシステムの推進を定め、ホームページ及び大学紹介パンフレットで公表している。

以上のことから、大学運営に関する大学としての方針を明示し、適切に周知・公表しているといえる。

- ② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

寄附行為、学則及び「学長規程」等に基づき、学長をはじめとする所要の職を置いている。学長の選任については、「学長規程」により候補者の「選考会議」を設置して候補者を選考し、理事会の審議を経て、理事長が任命している。学長の役割は、「学長規程」において「校務をつかさどり、所属職員を統督する」とある。学部長選考については教授会における投票を廃止し、外部有識者を加えた「学部長候補者選考委員会」で適任者を選考する方法に見直した。学部長の職務・権限は、「学部長規程」において「学部長は、学部に関する校務をつかさどる」と明示している。研究科長については、大学院学則において、「当該研究科の研究指導教授の中から研究科委員会において選考する」と規定しており、各研究科委員会の申合せにおいて「学部長をもって充てる」となっている。その他、「副学長規程」「学長業務補佐規程」により、学長をサポートする体制が整っている。

学長が全学的な意思決定を行うために、各学部・研究科で共通する重要事項を審議する「大学運営審議会」を設置している。学則、大学院学則に基づき教授会・研究科委員会を設置し、教育研究に関する事項について審議している。「理事会の運営方針」に基づき、理事会のもとに大学執行部を中心とした「常任理事会」を設置し、理事会に付議する大学経営の基本的事項に関することを協議・決定及び意見調整を行うことで、法人と意思疎通を図っている。

以上のことから、学長等の権限及び役割を規程に明示し、法令や規程に従って適切な大学運営を行っている。

- ③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

次年度の予算編成方針は「常任理事会」での審議を経て、各学部、病院等の予算編成単位で検討を行う。予算要求案は教授会等で審議した後、理事長の補佐機関である「予算会議」で中・長期計画と整合性を図りつつ審議し、理事会及び評議員会で協議・決定している。予算編成のプロセスは、每期見直し、予算要求を「重点事

業」と「一般予算」に分けて、重点事業については、あらかじめ「予算会議」で重点事業目的の選定を行っている。また、事業予算は、それぞれ事業財源を明示させることで、財源の状況を確認して事業執行が変更できるよう工夫している。決算報告は、上半期と決算期の2回行っており、決算は常任理事、監事及び監査法人の出席による決算報告会の後、理事会及び評議員会での審議を経て承認している。また、予算の執行については、毎月常任理事会において月次報告資料により報告され、当該年度の執行状況を確認している。常任理事会は、決算終了後に各事務部門の部長・室長に対して事業執行報告書を提出させて事業執行の検証を行わせている。

以上のことから、予算編成及び予算執行を適切に行い、執行における透明性を確保しているといえる。

④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

事務職員の採用について、職員採用規程は設けていないが、時代の要請に合わせた「求める職員像」を選考基準としホームページにて募集の際に公表している。事務職員の確保については、毎年度3月に各部署に対し次年度の要員調査を実施し、その結果に基づき法人本部で要員数を決定している。採用選考は、書類選考、一般教養試験、実務能力検査、適性検査及び面接試験を実施し、総合的な判断により採用を決定している。また、事務職員の昇任・昇格等については、「事務組織における職制等に関する規程」の職務遂行要件により実施している。多様化、専門化する業務への対応として、図書館業務の一部委託化や医事課の増員を図り体制整備を行った。教職協働については教員評価に関する「教員評価委員会」に事務職員が委員となり参画し、その他委員会にも事務職員が構成員となり教員と連携している。また、目標管理による人事考課制度を実施しており、新たに評価者となる者には評価者研修を実施し、評価の適切性に配慮している。この人事考課制度は年末賞与において処遇へ反映しており、毎年多くの教職員をプラス評価している。

以上のことから、大学運営に必要な事務組織を設け、人事システムが適切に機能しているといえる。

⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

スタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）については、「SD実施に関する基本方針」に基づき教職員を対象に研修を実施している。SDは法人本部人事・厚生室が主体となり、職種の多様性や階級を考慮した研修を企画・実施し、研修終了後は必ずアンケートを行うことで、改善点をとらえ、次の研修にいかすようにしている。業務や授業の都合上出席が叶わなかった教職員に対しては、動画配

信を行うことでフォローアップする場合もあり、意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているといえる。

⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

大学運営の適切性については、教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上に関し、各学部・研究科及び附属施設から年度始めに当該年度の到達目標と方策を提出させ、年度末に達成状況の報告を受ける取組みを実施している。

監事による監査については「学校法人愛知医科大学内部監査規程」に基づき、毎年度作成する監事監査計画書により実施している。また、会計監査は監査法人による会計監査時に、業務監査については理事会及び評議員会に出席するほか、監事は常任理事会をはじめとする重要会議に出席して意見を述べている。さらに監査室が行う内部監査にも随時立ち合い、適宜理事・担当職員から業務執行及び財産・経理の状況についての情報を収集し、随時意見を述べるなどして実施している。

以上のことから、大学運営について、定期的に点検・評価を行っているといえる。

(2) 財務

<概評>

① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

「中期計画」を策定し、法人運営の意思統一を図っている。この計画のなかに、「中期財政計画」を示しており、2017（平成 29）年度からの学生生徒等納付金減額の影響や収入の大半を占める医療収入の推移を緻密に検討し、経常収支の黒字化を図ったうえで、2023（令和 5）年度までの 5 年間で医療情報システムの更新、新病院の医療機器の更新及びキャンパス内既設建物の保全等大型設備投資を進めることとしている。また、将来の経営環境を見込んで、借入金返済を織り込んだ収支の具体的な見通しも策定している。

ただし、これらの計画には、財務関係比率に関する数値目標が示されていないため、具体的な財務に関する数値目標を含めた財政計画となるよう見直し、その実現に向けた施策を着実に進めることが望まれる。

② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

財務関係比率については、法人全体、大学部門ともに「医歯系他複数学部を設置する私立大学」の平均と比べて、教育研究経費比率は高くなっているが、事業活動収支差額比率（帰属収支差額比率）は平均を下回り、マイナスで推移している。新

病院を建設した2014（平成26）年度以降は、医療収入が増加したことにより、法人全体の事業活動収支差額比率は上昇傾向にあるものの、この病院建設時の借入れにより、純資産構成比率（自己資金構成比率）が同平均を下回っている。また、「要積立額に対する金融資産の充足率」は、低水準で推移していることから、教育研究活動を安定して遂行するために必要な財政基盤の確立に向けたさらなる努力が求められる。

「中期計画」では、2019（令和元）年度以降、経常収支及び事業活動収支が黒字化すると見込んでおり、2019（令和元）年度決算において達成をしているが、今後も毎年の年度計画と実績の検証を綿密に行い、計画を確実に実現していくことが望まれる。

外部資金の獲得については、2016（平成28）年度に「研究創出支援センター」を設置し、若手研究者等に対する研究相談等の支援体制を強化したことにより、科学研究費補助金の採択件数、獲得額は増加してきている。

以 上

	財務計算書類（2017年度分） 財務計算書類（2018年度分） 2018年度財産目録 2018年度事業報告書 監事による監査報告書（2014年度-2018年度分） 監査法人による監査報告書（2014年度-2018年度分） 5カ年連続財務計算書類（様式7）		資料10-2-3-4 資料10-2-3-5 資料10-2-a 資料10-2-b 資料10-2-c 資料10-2-d 資料10-2-e
その他	2017年度～2019年度におけるSDの参加率 2017年度～2019年度におけるFDの参加率（大学全体FD：学長招聘講演会） 2017年度～2019年度におけるFDの参加率（医学部） 2017年度～2019年度におけるFDの参加率（医学研究科） 2017年度～2019年度におけるFDの参加率（看護学部・看護学研究科） 学生の履修登録状況（過去3年間）：医学部 学生の履修登録状況（過去3年間）：看護学部 愛知医科大学医学部履修規程 平成27年度基本金組入額計算書 日本私立学校振興・共済事業団提出の事業活動収支内訳表の控え 私学経営情報センター私学情報提供システム掲載の事業活動収支計算書		/

愛知医科大学提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称	ウェブ	資料番号
1 理念・目的	2020年度医学部学生便覧 具眼考究ポスター学内掲示状況 中日新聞広告		実地1-1 実地1-2 実地1-3
2 内部質保証	令和元年度第11回医学部教授会議事録 2019年度第11回看護学部教授会議事録・資料 平成29年度自己点検・評価委員会議事録・資料 平成30年度自己点検・評価委員会議事録・資料 令和元年度自己点検・評価委員会議事録・資料 令和2年度自己点検・評価委員会議事録・資料 学部・研究科組織図 各種専門委員会一覧 平成28年度第2～5・8回大学運営審議会議事録・資料 総合学術情報センターの設置に係る関係会議の議事録・資料 平成26年度第6・10回評議会議事録・資料 令和元年度第17回大学運営審議会議事録・資料 平成27年度第12回評議会議事録・資料		実地2-1 実地2-2 実地2-3 実地2-4 実地2-5 実地2-6 実地2-7 実地2-8 実地2-9 実地2-10 実地2-11 実地2-12 実地2-13
3 教育研究組織	IR室設置に係る関係会議議事録・資料 看護実践研究センター部門改組に係る関係会議の議事録・資料		実地3-1 実地3-2
4 教育課程・学習成果	2020年度医学部教科案内 シラバス改善に係る関係会議の議事録・資料 シラバスチェックリスト 教科案内の作成方法に関するFD資料 大学院教育要項作成要領 大学院教育要項第三者チェックリスト【医学研究科】 カリキュラムマップに係る関係会議の議事録・資料（看護学部） カリキュラムマップに係る関係会議の議事録・資料（看護学研究科） 講義振り返りアンケート 令和2年度教育懇談会報告 2020シラバスの作成方法FD資料 2017年度卒業予定者アンケート分析資料 学生の学修成果把握のためのアンケート結果（2018年度） 平成30年度学修成果把握のためのアンケート集計結果（2～4学年次生） 2019年度学修成果把握のためのアンケート集計結果（2～4学年次生） 学生の学修成果把握のためのアンケート結果（2020年度） 2020年度学修成果把握のためのアンケート集計結果（2～4学年次生） GPA導入に係る関係会議の議事録・資料 2019年度前学期開講科目成績分布状況（1～4学年次） 令和元年度後学期開講科目成績分布状況（1～4学年次） 令和2年度第5回教務委員会記録・資料 学位論文の進捗状況確認書（リサーチループリック） 学位論文の進捗状況集計表		実地4-1 実地4-2 実地4-3 実地4-4 実地4-5 実地4-6 実地4-7 実地4-8 実地4-9 実地4-10 実地4-11 実地4-12 実地4-13 実地4-14 実地4-15 実地4-16 実地4-17 実地4-18 実地4-19 実地4-20 実地4-21 実地4-22 実地4-23
5 学生の受け入れ	2021年度看護学部学生募集要項 2020年度第5回看護学部入学試験委員会議事録・資料 令和2年度第4回看護学研究科入学試験委員会記録・資料		実地5-1 実地5-2 実地5-3
6 教員・教員組織	愛知医科大学規則集へのアクセス方法 令和元年度第11回医学部教授会議事録（教授選考関係） 2019年度第6回看護学部教授会議事録・資料 准教授・講師候補者の選考に係るプレゼンテーションの実施通知 看護学部准教授・講師・助教選考に係る申合せ 大学院看護学研究科研究指導担当教員数の推移 令和3年度看護学研究科学生募集要項（2次募集含む） FDアンケート分析 2020年度FDセミナー「新任・若手教員教育セミナー」のお知らせ 愛知医科大学大学院看護学研究科ウェブサイト（特別講義日程一覧）【ウェブ】 平成30年度第2回学務委員会記録 大学院統計セミナー開催一覧 平成30年度第2回教員評価委員会議事録 2018年度愛知医科大学教員評価実施の結果通知（本人・責任者宛） 2018年度愛知医科大学教員評価の処遇反映通知（対象者宛）	○	実地6-1 実地6-2 実地6-3 実地6-4 実地6-5 実地6-6 実地6-7 実地6-8 実地6-9 実地6-10 実地6-11 実地6-12 実地6-13 実地6-14 実地6-15

愛知医科大学提出資料一覧（意見申立）

	資料の名称	ウェブ	資料番号
2 内部質保証	令和元年度第9回大学運営審議会議事録・資料		意見申立2-1
3 教育研究組織	2020年度愛知医科大学要覧		意見申立3-1